主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人井手伸の上告趣意について。所論一は、結局原判決認定の事実誤認を主張するものであり、同二は、量刑不当の主張であるから、いずれも刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

昭和二六年一〇月二五日

最高裁判所第一小法廷

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

輔		悠	藤	齌	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
毅			野	真	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官